

事務連絡  
令和7年5月2日

都道府県統計主管課  
国勢調査担当係長 殿

総務省統計局統計調査部  
国勢統計課指導係長

### 国勢調査関係法令の改正について

国勢調査令（昭和55年政令第98号）及び国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）について、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1 国勢調査令の改正について

- ・防衛省組織令等の一部を改正する政令（令和7年政令第50号）による改正  
改正内容：自衛隊の使用する船舶内の居住者の住居とみなす場所に、船舶が籍を置く地区総監部及び船舶が配属されている海上輸送隊の本部の所在する場所を追加するもの。（第2条第1項第4号関係）  
施行日：令和7年3月24日
- ・国勢調査令の一部を改正する政令（令和7年政令第153号）による改正  
改正内容：別添1のとおり  
施行日：公布の日（令和7年4月1日）

#### 2 国勢調査施行規則の改正について

- ・国勢調査施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第38号）による改正  
改正内容：別添2のとおり  
施行日：国勢調査令の一部を改正する政令の公布の日（令和7年4月1日）。  
ただし、別記様式第1号から第3号までの改正部分については、令和7年6月1日

以上

（事務担当）  
国勢統計課指導係  
黒川、八木  
電話：03-5273-1153  
E-mail：c-shidou@soumu.go.jp

## 国勢調査令の一部を改正する政令について（概要）

## 1 改正の趣旨

令和 7 年国勢調査の実施に当たり、その調査方法を見直すもの。

## 2 改正の主な内容 ※括弧内は改正後の条項

## (1) 調査期間の変更（第 9 条第 1 項）

国勢調査員の事務負担の軽減及び調査の円滑化を図るため、調査期間を変更する。

## (2) 調査書類の郵送配布方式の導入（第 9 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 4 号から第 6 号まで）

国勢調査員及びその確保等に係る市町村の事務負担の軽減並びに調査の円滑化を図るため、総務大臣が指定する調査区において、調査書類を郵便等により配布できる選択肢（郵送配布方式）を導入する。

## (3) 一部の調査事項の報告方法の変更等（第 9 条第 2 項並びに第 10 条第 3 項第 2 号及び第 3 号）

調査事項「世帯の種類」及び「住宅の建て方」について、①紙の調査票に記入して回答する場合は調査員記入事項とされているところ、国勢調査員の事務負担の軽減及び調査の円滑化を図るため、オンライン回答の場合と同様に報告者記入事項に変更するとともに、②世帯員の不在等の場合における世帯員以外の者への聞き取り調査の対象事項に追加する。

## 3 施行期日等

公布日：令和 7 年 4 月 1 日

施行日：公布の日

## 国勢調査施行規則の一部を改正する省令について（概要）

### 1 改正の趣旨

国勢調査は、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とするものである。

令和 7 年国勢調査を円滑かつ正確に実施するため、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）の改正に伴う所要の改正等を行う。

### 2 改正の概要

#### （1）未調査等の場合の届出の期限等の改正（第 5 条及び第 6 条）

未調査等の場合の届出の期限及び未調査の場合の調査の期限について、それぞれ調査年の 10 月 28 日及び同月 29 日に変更する。

#### （2）調査票の様式の改正（別記様式第 4 号）

国勢調査令の改正により、調査事項「世帯の種類」及び「住宅の建て方」について報告者記入事項に変更すること等に伴い、所要の改正を行う。

#### （3）その他所要の改正

- ① 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）の施行に伴い、婦人補導院に係る規定を削除する。（第 2 条）
- ② 調査票等の保存責任者を総務省統計局長から総務大臣に変更する。（第 14 条）
- ③ 国勢調査指導員証及び国勢調査員証並びに委託管理団体証の各様式について、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行に伴う関連規定に係る記載の変更等を行う。（別記様式第 1 号から第 3 号まで）

### 3 施行期日等

公布日：令和 7 年 4 月 1 日

施行日：国勢調査令の一部を改正する政令の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）。  
ただし、別記様式第 1 号から第 3 号までの改正部分については、同年 6 月 1 日（※上記 2（3）③の法律の施行日）